

## 小委員会交渉の概要

交渉日：令和5年11月2日（木）15時30分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長  
都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
勤勉手当の成績率制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○この提案は、都側の課題認識のみをもって具体化したもので、都労連が業績評価の更なる賃金への反映は認められないと批判・反論してきたことを全く受け止めていない内容であり、直ちに撤回することを要求</li> <li>○下位の成績率への業績の反映度合いを高めることが、職員の自覚や奮起を更に促すことに不可欠であるという一方的な主張は、成績率制度の不信感が払拭されない中では、受け入れられない</li> <li>○勤勉手当の成績率制度については、「公正・公平性」、「客観性」、「透明性」、「納得性」の確保が大前提</li> <li>○会計年度任用職員に勤勉手当を支給することすら判断せずに、成績率の適用だけを提案することは断じて容認できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成績率の決定状況や査定幅の差異、定年引上げに伴う在職期間の長期化の影響等を踏まえれば、下位の成績率への業績の反映度合いをこれまで以上に高め、職員の自覚や奮起を促すことが必要不可欠</li> <li>○職員の能力・業績に基づく処遇の更なる徹底を図るため、勤勉手当の成績率の見直しを提案</li> <li>○定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く常勤職員の成績率原資について、現行下位からの減額分を6%としているところ、課長代理級の職員、主幹教諭及び指導教諭は45%、その他の職員及び教員は46%に見直し</li> <li>○実施時期は、令和6年6月に支給する勤勉手当から適用</li> <li>○会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する場合には、常勤職員と同様の成績率を適用</li> </ul>
在宅勤務等手当について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の在宅勤務等手当については、短期的にのみテレワークを利用する職員の経済的負担が軽減されないなど課題が多く、都における在宅勤務等手当については、労使による十分な協議を要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省は地方公共団体に対し技術的助言を発出し、在宅勤務等手当について、支給根拠となる地方自治法の改正を行うことを予定しており、今後の法改正等を踏まえ、適切に対処するよう言及</li> <li>○在宅勤務等手当の取扱いに関し、引き続き国の動向等を注視していく必要</li> </ul>